

2 5 医療保険制度の安定的な運営

〔現況及び施策の方向〕

本県の国民健康保険事業は、県及び23市町並びに4組合の28保険者によって運営され、平成28年度末現在では県人口の22.8%にあたる約64万9千人が加入しており、地域住民の健康の増進に大きく貢献している。（平成20年4月から75歳以上の人を対象とした後期高齢者医療制度が開始されている。）

国民健康保険事業の実施に当たっては、保険料（税）の収納促進、診療報酬明細書等点検調査の充実による給付の適正化及び保健事業の推進に努め、国民健康保険制度の安定的な運営を図ることが必要である。

〔事業の内容〕

1 国民健康保険事業

他の医療保険と比較して、高齢者や低所得者の構成割合が高く、経済状況の影響も受けやすい、ぜい弱な財政基盤に加え、多様化・高度化する医療需要の増大等もあり、保険財政は厳しいものとなっている。

各保険者は、国庫補助金、県による助成及び保険料（税）の適正賦課等によって、国民健康保険事業の安定化に努めている。（昭和33年度創設）

第1表 国民健康保険被保険者数等

（単位 人，円，％）

区 分	国民健康保険被保険者数 (年度末現在)	1人当たり 医 療 費	保 険 料 (税) 収 納 率
平成28年度	648,740	388,601	93.12
平成27年度	682,006	392,368	92.34
平成26年度	706,330	375,954	91.78

（注）1人当たり医療費について、市町分は3月～2月診療分により、組合分は4月～3月診療分により算出している。

第2表 国保事業決算の状況

（単位 千円，団体）

区 分	歳入総額	歳出総額	歳入歳出 差 引 額	左 の 内 訳			
				剰 余 (黒字)		不 足 (赤字)	
				保 険 者 数	金 額	保 険 者 数	金 額
平成28年度	360,063,102	352,609,836	7,453,266	27	7,453,266	0	0
平成27年度	375,395,139	371,214,116	4,181,023	27	4,181,023	0	0
平成26年度	330,727,453	324,812,798	5,914,655	27	5,914,655	0	0

(1) 被保険者の資格の適用

国民健康保険は、国民皆保険の下に市町及び国民健康保険組合が保険者となって、各種被用者保険に加入していない自営業者等を対象として必要な給付を行っている。（平成30年4月から県も保険者となっている。）

第3表 国民健康保険の適用状況

(単位 団体、世帯、人)

区 分	保 険 者 数			世 帯 数	被 保 険 者 数
	市 町	組 合	計		
平成 28 年度	23	4	27	406,047	648,740
平成 27 年度	23	4	27	420,102	682,006
平成 26 年度	23	4	27	429,135	706,330

(注) 年度末現在の数値による。

(2) 保険給付

被保険者の疾病及び負傷に関して療養の給付(義務教育就学前8割,義務教育就学後70歳未満7割,70歳以上75歳未満9・8・7割〔昭和19年4月1日以前生まれの者9割,昭和19年4月2日以降生まれの者8割,現役並み所得者7割〕及び被保険者の出産,死亡等に関して出産育児一時金(404,000円〔産科医療保障制度加入時:420,000円〕),葬祭費(20,000円~50,000円)等を支給している。

第4表 保険給付の状況

(単位 千円,%)

区 分		平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	
療養諸費	療 養 の 給 付 費	258,804,726	272,102,515	268,576,012	
	療 養 費	2,284,313	2,579,274	2,662,873	
	小 計	261,089,038	274,681,789	271,238,885	
	対 前 年 増 加 率	▲4.9	1.3	0.013	
	負 担 区 分	保 険 者 負 担	190,737,634	201,205,707	198,532,407
		被 保 険 者 負 担	58,112,250	59,408,653	57,469,033
そ の 他 の 負 担		12,239,154	14,067,429	15,237,444	
高額療養費・高額介護合算療養費		25,176,925	25,115,150	23,304,083	
そ 保 険 の 他 給 付 の 付	出 産 育 児 一 時 金	1,052,771	1,176,583	1,245,983	
	葬 祭 費	136,150	135,670	144,570	
	傷 病 手 当 金 等	79,011	99,577	125,735	
	小 計	1,267,932	1,411,830	1,516,288	

(注) 広島市,福山市を含む。

第5表 医療給付に関する諸率の状況

(単位 件,日,円)

区 分	受 診 率	1 件 当 たり 日 数	1 日 当 たり 費 用 額	1 人 当 たり 医 療 費	
平成 28 年度	広島県	1,141.69	2.07	12,926	388,601
	全 国	1,037.50	1.94	13,166	339,651
平成 27 年度	広島県	1,139.27	2.10	12,680	392,368
	全 国	1,029.29	1.97	12,894	337,296
平成 26 年度	広島県	1,123.19	2.15	12,256	375,954
	全 国	1,011.43	1.99	12,505	321,885

(注) 1 受診率は、「療養の給付」の件数(薬剤支給の件数を除く。)を年間平均被保険者数で除し,100倍した数値であり,被保険者100人当たりの年間受診回数を表している。

2 市町村分は3月~2月診療分により,組合分は4月~3月診療分により算出している。

3 全国の数値は国民健康保険事業年報から引用。

(3) 保険料(税)の収納

保険者のうち市町では,保険料又は保険税のいずれかを選択(国民健康保険組合は保険料に限る。)することができ,本県では,広島市,呉市,尾道市,大竹市が保険料,その他の市町は保険税を採用している。

保険料(税)は,健全財政を確保するため,医療費に見合う額を賦課するよう指導しているが,被保険者に低所得者や無職者が多いため,医療費に見合う保険料(税)の確保は困難な状況がある。

賦課方式は,第6表のとおり,ほとんどの保険者が所得割,資産割,被保険者均等割及び世帯別平

等割を賦課する方式を採用している。

平成28年度の1世帯当たり保険料(税)調定額は、第7表のとおり161,032円となっており、前年度に比べて▲587円、0.4%の減少となった。

なお、市町国保における低所得世帯に対しては、第8表のとおり保険料(税)の軽減の措置が講じられており、全世帯の56.5%が軽減対象世帯である。

第6表 賦課方法別市町数

(医療分・後期分・介護分)

(単位 市町)

区 分	所得割・資産割 均等割・平等割	所得割 均等割・平等割	計
保 険 税	16	3	19
保 険 料	2	2	4
計	18	5	23
構 成 比 (%)	78.3	21.7	100.0

(注) 平成28年4月1日現在の数値による。

第7表 保険料(税)の収納状況

(単位 千円, %, 円)

区 分	保険料(税)額(現年度分)			1世帯当たり調定額			
	調 定 額	収 納 額	収 納 率 広島県(全国)	金 額		対前年増加率	
				広 島 県	全 国	広 島 県	全 国
平成28年度	67,143,733	62,522,894	93.12(93.11)	161,032	167,206	▲0.4	0.9
平成27年度	69,204,177	63,900,330	92.34(92.66)	161,619	165,687	▲1.5	▲1.9
平成26年度	71,455,891	65,579,007	91.78(92.17)	164,023	168,881	▲0.9	▲0.7

(注) 収納率は、居所不明者分調定額を控除した調定額を用いて算出している。

なお、全国の数値は国民健康保険事業年報から引用。

第8表 低所得世帯に対する保険料(税)軽減措置実施状況

(医療分)

(単位 世帯, %, 人, 千円)

区 分	7割軽減				5割軽減				2割軽減			
	世帯数		被保険者数		世帯数		被保険者数		世帯数		被保険者数	
	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合
平成29年度	110,148	28.5	143,491	23.6	59,219	15.3	105,688	17.4	48,754	12.6	88,136	14.5
平成28年度	112,830	28.2	148,547	23.2	59,624	14.9	108,357	16.9	49,998	12.5	92,274	14.4
平成27年度	115,595	28.3	153,413	23.1	59,357	14.5	109,927	16.6	50,411	12.3	94,596	14.3
区 分	計				軽減額							
	世帯数		被保険者数		軽減額							
	実数	割合	実数	割合								
平成29年度	218,121	56.5	337,315	55.4	6,840,023 (6,723,576)							
平成28年度	222,452	55.6	349,178	54.5	6,951,506 (6,747,369)							
平成27年度	225,363	55.2	357,936	54.0	7,026,590 (6,711,982)							

(後期分)

(単位 世帯, %, 人, 千円)

区 分	7割軽減				5割軽減				2割軽減			
	世帯数		被保険者数		世帯数		被保険者数		世帯数		被保険者数	
	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合
平成29年度	110,148	28.5	143,491	23.6	59,219	15.3	105,688	17.4	48,754	12.6	88,136	14.5
平成28年度	112,830	28.2	148,547	23.2	59,624	14.9	108,357	16.9	49,998	12.5	92,274	14.4
平成27年度	115,595	28.3	153,413	23.1	59,357	14.5	109,927	16.6	50,411	12.3	94,596	14.3
区 分	計				軽減額							
	世帯数		被保険者数		軽減額							
	実数	割合	実数	割合								
平成29年度	218,121	56.5	337,315	55.4	2,071,534 (2,036,611)							
平成28年度	222,452	55.6	349,178	54.5	2,102,391 (2,041,434)							
平成27年度	225,363	55.2	357,936	54.0	2,169,988 (2,073,692)							

(介護分)

(単位 世帯, %, 人, 千円)

区 分	7 割 軽 減				5 割 軽 減				2 割 軽 減			
	世 帯 数		被 保 険 者 数		世 帯 数		被 保 険 者 数		世 帯 数		被 保 険 者 数	
	実 数	割 合	実 数	割 合	実 数	割 合	実 数	割 合	実 数	割 合	実 数	割 合
平成 29 年度	42,998	27.9	46,538	25.6	21,139	13.7	25,580	14.1	17,192	11.1	20,958	11.5
平成 28 年度	44,197	26.9	48,065	24.5	22,461	13.7	27,437	14.0	18,489	11.3	22,844	11.7
平成 27 年度	46,773	26.9	51,230	24.5	23,467	13.5	29,047	13.9	19,797	11.4	24,717	11.8
区 分	計											
	世 帯 数		被 保 険 者 数		軽 減 額							
	実 数	割 合	実 数	割 合								
平成 29 年度	81,329	52.7	93,076	51.2	693,441 (654,479)							
平成 28 年度	85,147	51.8	98,346	50.2	715,658 (648,440)							
平成 27 年度	90,037	51.8	104,994	50.1	761,220 (656,618)							

- (注) 1 市町国保(全被保険者分)のみの数値である。
 2 軽減額の()は、退職被保険者分を除いた数値である。
 3 世帯数及び被保険者数は、4月1日現在の数値による。

(4) 国庫補助の状況

保険料(税)とともに国保財政の主な財源となっているのは国庫支出金であり、平成27年度歳入総額に対する割合は20.4%である。

第9表 国庫支出金の状況

(単位 千円)

区 分	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度
事務費負担金	42,223	43,647	45,902
療養給付費等負担金	52,082,114	54,329,251	54,429,681
高額医療費共同事業負担金	2,118,229	1,817,460	1,601,289
特定健康診査等負担金	284,547	279,499	251,149
普通調整交付金	12,993,944	13,350,287	12,159,490
特別調整交付金	4,625,354	5,226,641	4,996,658
出産育児一時金等補助金	134,735	63,544	55,001
特別対策費補助金	3,133	0	0
計	72,284,279	75,110,329	73,539,170

(注) 広島市、福山市を含む。

(5) 保険者の実地指導等

国民健康保険事業の適正な運営を図るため、保険者の実地指導等を随時行い、事業運営の健全化に努める。(平成29年度においては、平成30年度からの国保県単位化に向けて、事務処理方法の統一に係る協議・検討に集中する観点で、実地指導の実施を見送った。)

第10表 保険者等の実地指導の状況

(単位 団体)

区 分	一 般 指 導	特 別 指 導
平成 29 年度	0	0
平成 28 年度	12	8
平成 27 年度	14	6

第11表 国民健康保険直営診療施設の決算状況

ア 病院

(単位 会計, 千円)

区 分	会計数	損 益 の 状 況				未処理 欠損金	不 良 債務額	未処理 利益 剰余金
		会計数	当年度 純利益	会計数	当年度 純損失			
平成 28 年度	8	5	263,246	3	270,058	1,600,929	0	1,937,382
平成 27 年度	8	8	638,198	0	0	1,631,981	0	1,629,396
平成 26 年度	8	2	82,086	6	3,219,008	2,375,933	0	1,073,176

イ 診療所

(単位 会計, 千円)

区 分	会 計 数	黒 字		赤 字	
		会 計 数	黒 字 額	会 計 数	赤 字 額
平成 28 年度	13	10	73,025	3	5,914
平成 27 年度	13	11	93,133	2	3,897
平成 26 年度	14	11	99,694	4	13,077

(6) 保険医療機関等の指導監査

各種医療保険における療養の給付を取扱う保険医療機関等について、保険診療の適正化を期すため、医療担当者を対象とした個別指導及び集団指導並びに保険医療機関等に対する指導監査を中国四国厚生局と連携して実施する。

第 12 表 平成 29 年度保険医療機関等指導監査件数及び返還金処理状況

(単位 機関, 円)

区 分	機 関 数			返 還 金 額	説 明
	監 査	個 別 指 導	集 団 指 導		
医 科	0	86	437	184,521,862	国民健康保険法, 高齢者の医療の確保に関する法律, 生活保護法の医療に関するものなど
歯 科	1	53	382	2,363,005	
薬 局	0	98	334	9,556,393	
訪 問 看 護	0	0	29	0	
柔 道 整 復	0	5	73	412,424	
計	1	242	1,255	196,853,684	

(7) 国保事業等の推進 (予算額 2,266 千円)

適正かつ安定的な国保事業等の運営が図られるよう、保険者に対する助言・指導を行う。(昭和 63 年度創設)

(8) 国民健康保険事業状況データ作成 (予算額 3,184 千円)

事業状況等のデータ作成業務を広島県国民健康保険団体連合会に委託して実施する。(昭和 63 年度創設)

(9) 市町国保財政助成事業 (予算額 8,371,472 千円)

市町に対し、保険基盤安定制度に対する助成を行う。(昭和 63 年度創設)

第 13 表 市町国保財政助成事業の状況

(単位 千円)

事 業 名	内 容		平成 30 年度 (予定)	平成 29 年度	平成 28 年度
保険基盤安定負担金	負担割合	(保険料(税)軽減分) 県 3/4, 市町 1/4 (保険者支援分) 国 1/2, 県 1/4, 市町 1/4	8,371,472	8,371,525	8,403,121
高額医療費 共同事業負担金	負担割合	国 1/4, 県 1/4, 市町 1/2	—	1,498,660	2,077,587

(注) 広島市, 福山市を含む。

(10) 【新】国民健康保険事業費特別会計繰出金事業 (予算額 14,416,897 千円)

平成 30 年度から県が市町とともに運営する国民健康保険について、財政運営の責任主体として、県は特別会計を設けて財政収支を管理し、制度の安定化を図っている。

特別会計に対し、一般会計から県が負担する費用の繰り出しを行う。(平成 30 年度創設)

第 14 表 国民健康保険事業費特別会計繰出金事業の状況

(単位 千円)

区 分	内 容	負担割合	平成 30 年度 (予定)	平成 29 年度	平成 28 年度
高額医療費 負担金繰入金	市町国保のレセプト 1 件当たり 80 万円を超過する医療費の一定 割合を負担	国 : 1/4 県 : 1/4 市町 : 1/2	1,779,229	1,498,660	2,077,587
都道府県繰入金	市町国保給付費等の 9 %を負担	国 : 41/100 県 : 9/100	12,637,668	12,283,231	13,370,465

(注) 1 広島市, 福山市を含む。

2 平成 28・29 年度は, 高額医療費共同事業負担金事業及び国民健康保険県調整交付金により, 市町に助成した実績。

(11) 広島県国民健康保険審査会の運営 (予算額 241 千円)

市町等が行った行政処分に対する審査請求の審理・裁決を行う第三者機関として設置している広島県国民健康保険審査会を運営する。

第 15 表 審査請求の状況

(単位 件)

年 度	裁決件数	審 理 結 果
平成 29 年度	3	(棄却) 1 件, (却下) 2 件
平成 28 年度	0	—
平成 27 年度	79	(一部認容) 1 件, (棄却) 43 件, (却下) 35 件

(12) 【新】国民健康保険事業費特別会計 (予算額 254,877,617 千円)

国民健康保険の安定的な財政運営を図るため, 平成 30 年度から, 県も国民健康保険の保険者として財政運営の責任主体となることに伴い, 国民健康保険法第 10 条に基づき特別会計を設置する。

2 後期高齢者医療制度

平成 20 年度から 75 歳以上の高齢者 (65 歳~74 歳の一定程度の障害のある者を含む。)を対象とした新たな医療保険制度が開始された。

この制度は, 全ての市町が参加する後期高齢者医療広域連合が運営主体となり, 保険料の決定, 医療の給付等を行う。

(1) 後期高齢者医療に係る医療給付費の負担 (予算額 33,089,138 千円)

高齢者の健康保持と適切な医療の確保を図るため, 後期高齢者医療広域連合が実施する法による医療等に要する費用 (一定以上所得者に係る医療等に要する費用を除く。)の一部 (12 分の 1) を負担する。(平成 20 年度創設)

ア 対象者

75 歳以上の人及び 65 歳以上 75 歳未満で後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けている人

イ 医療費の自己負担割合

一般の人は 1 割, 現役並み所得者は 3 割

ウ 保険料

平成 30～31 年度の年間保険料は、均等割額（被保険者全員が均等に負担）45,500 円と所得割額（（総所得金額等－基礎控除）×所得割率 8.76%）の合計となる。

なお、所得の低い人は、世帯の所得に応じて均等割額の 9 割・8.5 割・5 割・2 割が、また、基礎控除後の所得額が 58 万円以下の人は、所得割額の 2 割が軽減される。

第 16 表 後期高齢者医療県負担金給付状況

(単位 人, 千円)

区 分	受 給 者 数 (A)	後 期 高 齢 者 医 療 給 付 費 (B)	(B) の うち 県 費 負 担 額	1 人 当 たり 給 付 費 (B) / (A) 円
平成 30 年度(予定)	409,028	416,797,159	33,089,138	1,018,994
平成 29 年度	399,410	386,818,572	31,426,400	968,475
平成 28 年度	388,008	374,460,832	30,386,959	965,085

(2) 後期高齢者医療助成事業（予算額 6,821,319 千円）

後期高齢者広域連合の財政安定化を図るため、第 17 表のとおり事業を実施する。(平成 20 年度創設)

第 17 表 後期高齢者医療助成状況

(単位 千円)

区 分	事 業 内 容	負担割合	平成 30 年度 (予定)	平成 29 年度	平成 28 年度
保険基盤安定負担金	低所得世帯等の保険料（均等割）の軽減措置分を補填	県 : 3/4 市町 : 1/4	5,220,992	4,982,692	4,836,697
高額医療費負担金	高額な医療費による広域連合の財政リスクを緩和するため、レセプト 1 件当たり 80 万円を超過する医療費の一定割合を補填	国 : 1/4 県 : 1/4 広域連合 : 1/2	1,600,086	1,485,078	1,550,129
財政安定化基金繰入金	広域連合の財政不足等に対する貸付又は交付を行うため、県に「財政安定化基金」を設置	国 : 1/3 県 : 1/3 広域連合 : 1/3	241	440	399
財政安定化基金取崩	後期高齢者保険料の軽減を図るため、保険料収納額の減等による財源不足に対し、基金を取り崩し、広域連合に交付	県 : 10/10	0	0	0

(3) 後期高齢者医療財政安定化基金の運営（平成 29 年度末基金額 4,007,098 千円）

後期高齢者医療広域連合の財政の安定化を図るため、給付の見込み誤りや保険料の未納による財源不足等に対し、県に設置している後期高齢者医療財政安定化基金から、貸付又は交付を行う。(平成 20 年度創設)

第 18 表 後期高齢者医療財政安定化基金の運営状況

(単位 千円)

区 分	積 立 額	貸 付 ・ 交 付 額	摘 要
平成 29 年度	440	0	負担割合 国 1/3, 県 1/3, 広域連合 1/3 (平成 29 年度は運用益のみ)
平成 28 年度	399	0	
平成 27 年度	511,847	0	

(4) 広島県後期高齢者医療審査会の運営（予算額 241 千円）

広島県後期高齢者医療広域連合及び市町が行った行政処分に対する審査請求の審理・裁決を行う第三者機関として設置している広島県後期高齢者医療審査会を運営する。

第 19 表 審査請求の状況

(単位 件)

年 度	裁決件数	審 理 結 果
平成 29 年度	2	(棄却) 2 件
平成 28 年度	2	(棄却) 1 件, (却下) 1 件
平成 27 年度	2	(却下) 2 件

3 医療費適正化の推進

本県における医療費の適正化を図るため、「第 3 期広島県医療費適正化計画」(計画期間：平成 30 年度～35 年度)に基づき、「県民の健康づくりに向けた取組」及び「適正受診の推進」等の施策を計画的に推進するとともに、「第 2 期広島県医療費適正化計画」(計画期間：平成 25 年度～29 年度)の実績評価を行う。

(1) 医療費適正化計画検討委員会の開催等 (予算額 1,528 千円)

「第 3 期広島県医療費適正化計画」の進捗管理及び「第 2 期広島県医療費適正化計画」の実績評価のため、医療費適正化計画検討委員会を開催する。

(2) レセプト点検指導の実施 (予算額 3,312 千円)

レセプト点検調査事務の充実に取り組むため、市町の実地指導を行う。また、市町のレセプト点検員等を対象とした研修会を実施する。

第 20 表 平成 29 年度国民健康保険レセプト点検の実施状況

区 分	内 容
実 地 指 導	14 市町

第 21 表 平成 29 年度研修会実施状況

区 分	内 容	回 数
レセプト点検員研修	レセプト点検の事例研究等について	3 回